



【路上喫煙禁止区域】
 図に示す赤色の部分が路上喫煙禁止です。ここには、貴重な文化財が集まっているほか、普段から人通りも多いので、路上喫煙を禁止としました。

○路上喫煙にはこんな危険が

- ・ポイ捨てされると火事になる恐れ
- ・子どもが煙を吸う恐れ
- ・体に当たって火傷をする恐れなど

路上喫煙禁止区域

「吸い殻、空き缶等のポイ捨て」と「飼い犬等のふんの放置」については、市全域における公共の場所及びその周辺で禁止します。公共の場所とは、道路、遊歩道、河

禁止行為	区域
吸い殻、空き缶等のポイ捨て 飼い犬等のふんの放置	公共の場所及びその周辺 (市全域)
路上喫煙	禁止区域内

吸い殻、空き缶等：たばこの吸い殻、みだらし団子や五平餅のくしなどに類する物や、空き缶、空き瓶などの容器
 飼い犬等：犬や猫などのペット
 路上喫煙：火のついたたばこの所持・屋外での喫煙

○禁止行為と区域
 環境美化は、市民（観光客を含む）、事業者、土地所有者、行政が互いに協力しなければ実現できません。そのため、条例では次の項目について定めています。

**市全域でポイ捨て禁止
 高山市ポイ捨て等及び
 路上喫煙禁止条例の内容**

川、公園、広場などで、どなたでも利用できる場所を指します。「路上喫煙」については、市が指定する路上喫煙禁止区域内で禁止します。（5ページ参照）

○罰則は来年4月から

条例に違反した場合は、次の手順により、千円の過料が科せられます。

まず、指導員が違反者を発見した場合、ポイ捨てしたごみを拾うように、あるいは路上喫煙をやめるように口頭で指導します。この指導に従った場合には罰則（千円の過料）は適用されません。

一方、この指導に従わなかった場合は、さらに書面で命令し、この命令にも従わない場合に初めて罰則が適用されます。

なお、罰則は、みなさんに理解していただく期間を設けるため、来年4月1日から適用されます。

指導員は市職員などが2〜3人で一組になって定期的に巡回します。また、春・秋の高山祭など多くの人が予想されるときには、路上喫煙禁止区域を重点的に巡回します。

条例に期待すること。

安川商店街振興組合
 理事長 升 淳一さん

上三之町町並保存会
 役員のみなさん

古い町並や朝市など観光名所に隣接する安川商店街は、市民をはじめ多くの観光客が利用されます。これまでに、ごみ箱や灰皿の設置、清掃活動、花の植栽など、きれいな通りで気持ちよく訪れてもらおうと、「おもてなしの心」で、商店街一丸となって活動してきました。



しかし、最近、ポイ捨てによるごみがとても多く、その対策に何かよい方法がないかと話題になることが増えてきました。そんな折に、ポイ捨てや路上喫煙を禁止する条例ができると聞いて、大変喜んでいました。これを機会に、「自分一人くらい、これくらいは大丈夫」などという思いを捨てて、有効な条例になるよう役割をしっかりと果たしたいと思えます。観光客のみなさんにはマナーの向上を呼びかけ、そして私たち市民は、美しい高山・大切な故郷を守っていきたいです。

私たちの住んでいる「伝統的建造物群保存地区」周辺は、多くの観光客が訪れますが、たばこのポイ捨てによる火災や、火のついたたばこで子どもがやけどをしないか、また、汚れた場所にならないか、毎日気を配っています。

町並保存会では、このきれいな町並景観を楽しんでもらうため、ごみのないまちを目指して、3年前にごみのポイ捨て禁止などマナー項目を表示した「高札看板」を設置し、啓発を行ってきました。

4月からは、街の美化・防火を推進できる高山市条例が施行されます。高山市全域が共通の認識で取り組めることは、私たちが長年期待していたことであり、大変喜んでいました。

これからは、観光客や市民のみなさんの理解と協力を得ながら、さらにきれいなまちにしていきたいと思えます。



高札看板を見る観光客

**お願いです
 ごみを捨てないで！**



花里小学校4年生の八賀出海くんは、夏休みの自由研究として「僕のまちクリーンチャレンジ」に取り組

みました。これは、道路にたばこの吸い殻などのごみがたくさん落ちていて、ことに驚いた八賀くんが、自分でごみを拾ったことを詳しくまとめたもので、「高山市子どもまちづくりコンクール」優秀賞にも選ばれました。

八賀くんは「自分たちの住むところにごみがたくさん落ちていたので、とても悲しくなりました。みんながきまりとマナーをしっかりと守るよう、もっと多くの人に呼びかけてほしいと思います。そして、みんなの手で、住みよいきれいなまちにしたいです。」と話していました。

「自分ひとりぐらい・・・」という身勝手な行動が、自分たちのまちを汚しています。子どもたちに悲しい思いをさせないよう、そして、私たち自身が快適に暮らせるようごみのポイ捨てや禁止区域での路上喫煙は絶対にやめましょう。

問合せ 環境課
 35-3467